

北陸学院大学短期大学部

令和3年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

令和4年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

北陸学院大学短期大学部

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

「主（神）を畏れることは知恵の初め」を建学の精神として受け継ぎ、「北陸学院大学短期大学部学則」第1条に目的を定め、建学の精神を現代的に具現化した三つの「ミッション・ステートメント（教育理想）」及び「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」のスクールモットーを一体的に表現することにより、教育理念を具体的かつ簡潔に広く伝えている。

短期大学の個性・特色をキリスト教教育に基づく教育とし、「学校法人北陸学院 中期事業計画2020（令和2）～2024（令和6）年度」（以下、「第3期中期事業計画」という。）は、「キリスト教学校として特色ある教育内容を確立すること」を絶対目標に立案し、社会の変化に対応して取り組むべき事項を掲げ、計画的に遂行している。

「基準2. 学生」について

建学の精神に基づきアドミッション・ポリシーを策定・明示し、広報等で周知している。

学生への学修支援は「学生支援等に関する基本方針」に基づき、全教職員が協働して取り組む体制を整え、また「学生生活調査」を「教学・学生支援センター」が実施し、その結果は総合政策課 IR 推進係で集計・検証の上、大学評議会及び「教学マネジメント委員会」に報告し各学科で情報を共有し、加えて学友会と大学評議会メンバーとの意見交換会を毎年実施し、学修支援に関する学生の意見・要望を学修環境の改善に反映している。

障がいのある学生への配慮については、「教学・学生支援センター」と各学科から選出された教員で構成される特別支援担当と協働し、対応する体制をとっている。

短期大学の校地は、設置基準に定める面積を十分満たしており、学生の自習スペースとして「ヘッセル記念図書館」「学習支援室」を擁している。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定・公表し、カリキュラム・ポリシーは学生要覧、シラバス及びホームページ等で周知している。なお、ディプロマ・ポリシーと教育課程の一貫性はシラバスの「科目見取表」で各科目の関連性を記している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の点検については、アセスメント・ポリシーを制定し、学修成果の点検・評価方法を定めている。授業アンケート、教員相互の授業参観、学生の意識調査、授業の振り返りに関する意見聴取、卒業時の卒業生アンケート、ジェネリックスキ

ル測定テストの導入等を通して調査を行い、結果を教育内容・方法及び学修指導の改善のためにフィードバックしている。

〈優れた点〉

○シラバスの作成に当たっては、毎年度「授業要目（シラバス）作成に関するお願い＜専任教員＞＜非常勤講師用＞」を作成し、記述要件を満たした体系的なシラバスになっているかについて、FD 部会が教育方針に基づき詳細に確認している点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の決定をサポートする機関として大学評議会を設置し、学長が責任をもって短期大学運営を進めていく上で必要な企画や意見調整の役割を担っている。また、平成 30(2018)年度に短期大学の組織再編を行い、大学評議会のもとに「教学マネジメント委員会」を設置している。

教授会の位置付け及び役割は明確であり、教育と研究に関する重要な事項についての意見を学長に述べる機関となっている。

FD(Faculty Development)活動は、FD 部会が中心となって活動しており、専任教員の FD 研修会への参加は必須であり、その他にも各要望に合わせて「miniFD 研修会」も開催している。また、SD(Staff Development)研修を職員の資質向上のために開催し、平成 30(2018)年度から全体研修に加えて対象者を限定した個別研修も開始している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

理事長の諮問機関として「経営企画委員会」が設置されており、理事長のリーダーシップが発揮できる環境を整えている。

学長は、管理部門である理事会、常務理事会の構成員であり、短期大学の教学部門である教授会、大学評議会の構成員でもあるので管理部門と教学部門の連携は円滑に機能している。

「第 3 期中期事業計画」では令和 2(2020)年度からの 5 か年の財務計画を作成し、令和 2(2020)年度も資金留保を達成するなど中期的な計画に基づく財政運営を行っており、安定した財務基盤を確立している。また、「第 3 期中期事業計画」の目標のもとに進捗管理表を作成し検証、立案を行っている。

外部資金の確保については、「私立大学等改革総合支援事業（タイプ 3）」に採択されるなど外部資金導入の努力をしている。

「基準 6. 内部質保証」について

学校法人の理念・ビジョンを具現化するために「第 3 期中期事業計画」を軸として毎年の事業計画及び事業報告を連動させ、短期大学の内部質保証を機能させる体制は大学評議会を中心としている。

自己点検・評価実施委員会は、大学評議会の諮問機関として自主的・自律的に自己点検・評価作業を行い、日本高等教育評価機構の評価基準のもとにエビデンスデータとともに「第 3 期中期事業計画」に基づく毎年の事業計画及び事業報告により、自己点検評価報告書を

作成・公表している。

「第3期中期事業計画」の進捗管理と合わせ大学評議会が中心となり、三つのポリシーを検証するためにアセスメント・ポリシーを策定し、学修成果をより一層可視化する仕組みを構築し、教育の質を保証するためのPDCAサイクルの仕組みを確立している。

総じて、「主（神）を畏れることは知恵の初め」を建学の精神として受け継ぎ、三つの「ミッション・ステートメント（教育理想）」と「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」のスクールモットーにより、教育理念を具体的かつ簡潔に広く伝え、また建学の精神及び学校法人の理念・ビジョンを具現化するために「第3期中期事業計画」を軸として毎年の事業計画及び事業報告を連動させ、大学評議会を中心とした短期大学の内部質保証を機能させる体制を構築している。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準A.特色ある教育・研究と社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「キリスト教的人間観」修得の可視化に関わる試みについて

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目1-1を満たしている。

〈理由〉

「主（神）を畏れることは知恵の初め」を建学の精神として受け継ぎ、学則第1条に目的を定めている。また建学の精神を体することができるよう、現代的に具現化した三つの「ミッション・ステートメント（教育理想）」を明らかにするとともに「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」をスクールモットーとし、これらを一体的に表現することで、教育理念を具体的かつ簡潔に広く伝えている。

短期大学の個性・特色は、キリスト教教育に基づいた教育を行っていることである。

社会の変化に対応して、新たに取組むべき事項は事業計画に掲げ、責任部署、検討部署、目標、スケジュール等を明確に示し、計画的に遂行している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定・改定に関わる学則の変更については、関係するセンター運営会議及び委員会等で議論され、教授会及び大学評議会の審議を経て、理事会で決定している。

短期大学案内、ホームページ、各種ガイダンス、そして学長からのメッセージ等により建学の精神、使命・目的及び教育活動等について説明・周知している。また、毎日の礼拝やさまざまな諸行事を通して教育理念を伝え、理解と浸透を図っている。

「第3期中期事業計画」は、キリスト教学校として特色ある教育内容を確立することを絶対目標に平成31(2019)年3月に立案し、社会の変化に対応して取組むべき事項を掲げ計画的に遂行している。また、三つのポリシーは建学の精神、教育理念、教育目的に基づき策定し、社会情勢に合わせ「教学マネジメント委員会」が検討し、大学評議会が決定している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「主（神）を畏れることは知恵の初め」及び教育理念・目的に基づきアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項、短期大学案内及び、ホームページに明示するとともに、オープンキャンパス、高校訪問、進学説明会などの広報活動においても周知している。

入学者の受入れは、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選考委員会が組織され、「入学者選考規程」により適正な受入れを行っている。食物栄養学科、コミュニティ文化学科とも定員を概ね確保しており、適切な学生数の維持に努めている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援は、「学生支援等に関する基本方針」に基づき、全教職員が協働して取組む体制が整えられている。

入学前は、基礎学力向上のための教育の「HG ドリル」や、入学予定者と保護者を対象とした「ウォーミングアップ学習」を実施し、入学後に不安なく始められるように支援している。入学後は、アドバイザー制度を設け、学生の履修や学修計画の相談、授業欠席が目立つ学生には、アドバイザー教員が中心となり学生の状況を把握し、中途退学者及び休学者への対応を行っている。

障がいのある学生への配慮については、「教学・学生支援センター」と各学科から選出された教員で構成される特別支援担当が協働し、対応する体制をとっている。

全学共通科目である「北陸学院セミナー」の一環で、新入生全員参加のフレッシュマン・セミナーを実施し、上級生のシニアリーダーにより下級生の支援を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援では、全学共通科目としてキャリア教育科目を配置し、学科独自のキャリア科目、加えて、食物栄養学科では管理栄養士国家試験合格プログラム、製菓衛生師（受験資格）取得プログラム、コミュニティ文化学科では、編入学試験サポート、キャリアアップのための資格取得を支援している。

「教学・学生支援センター」の学生支援係は、学生の希望する職種・業種に合わせたマ

ッチング、事前指導（マナー講座等）、インターンシップ、公務員試験対策講座、キャリアガイダンス、就職活動合宿セミナー等の企画・運営を行っている。

「English Center（英語教育研究支援センター）」では、専任の外国人教員 2 人が常駐し、英語の読む力、書く力、聞く力、話す力を自学で身に付けることができる環境を整えている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の支援は、「教学・学生支援センター運営会議」において、教職協働で協議、決定、支援を行っている。課外活動は、「教学・学生支援センター」と学友会が連携をとり、学友会費と短期大学からクラブ・サークル団体の経済的支援を行っている。

学生に対する経済面での支援は、短期大学独自の奨学金制度として成績優秀者に支給する奨学生、キリスト教信仰に基づく奨学生、加えてコミュニティ文化学科では、英語奨学金の「E-Skill Step Up 奨学生」を創設し、国際的視野を有する人材の育成など多様な奨学金制度の支援を行っている。

学生の健康管理については、保健室には看護師が常駐し、学生相談室には臨床心理士を配置し、学科教員等と連携しながらメンタルケアを行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

短期大学の校地は、大学と小学校、幼稚園を併設しているが、設置基準に定める面積を十分満たしている。学生の自習スペースとして「ヘッセル記念図書館」は 18 時 30 分、「学習支援室」は土日を含む毎日 22 時まで開放している。

情報環境は、「学生支援等に関する基本方針」に基づき、令和 2(2020)年度より学内の全教室、施設において無線 LAN 環境を整備し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う遠隔授業に対応するために、全ての学生にパソコンを貸与している。

施設のバリアフリー化は、階段昇降機や身障者用のトイレ、段差解消ボードを設備して

おり、「第3期中期事業計画」に沿って改善に努めている。

授業のクラスサイズについては、講義・実習ともに学生数を定め適切に管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生に対し学生生活調査を実施し、学生生活や学修支援に関する意見・要望を把握している。アンケートは「教学・学生支援センター」が実施し、その結果は総合政策課 IR 推進係で学科別、学年別で集計・検証の上、大学評議会及び「教学マネジメント委員会」にて報告、各学科において情報が共有されている。

学生生活調査の回答より、心身に関する健康相談については、保健室の満足度が高く、経済的支援については、短期大学独自の奨学金制度による満足度が高い。

学友会と大学評議会メンバーとの意見交換会も毎年実施し、学修支援に関する学生の意見・要望等は、「教学・学生支援センター運営会議」及び担当部署と協議され、学修環境の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定し、学生要覧、シラバス、ホームページにて公開し周知を図っている。進級基準は定めていないが、ディプロマ・ポリシーに沿

った単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、シラバス、学生要覧に記載された成績評価方法に基づき単位を認定している。卒業判定は修学期間満了と学位授与方針に基づく成績決定の後、「教学・学生支援センター運営会議」で確認し、教授会の議を経て学長が決定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは短期大学案内、学生要覧、シラバス及びホームページ等への掲載により周知し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性については、シラバスの「科目見取表」に各科目との関連性を記している。また、教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って「全学共通科目」「学科基礎科目」「専門教育科目」の三つの科目群から編成している。そして、教養教育の実施、コロナ禍における ICT（情報通信技術）化の推進、教育課程の充実及び学修成果の可視化に取り組んでいる。

教授方法の工夫・開発は、アセスメント・ポリシーの策定、「科目見取表」に示されたカリキュラムユニットによる検証を行っている。

〈優れた点〉

○シラバスの作成に当たっては、毎年度「授業要目（シラバス）作成に関するお願い＜専任教員＞＜非常勤講師用＞」を作成し、記述要件を満たした体系的なシラバスになっているかについて、FD 部会が教育方針に基づき詳細に確認している点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検について、アセスメント・ポリシーを制定し、

学修成果の点検・評価方法を定めている。授業アンケート、教員相互の授業参観、学生の意識調査、授業の振り返りに関する意見聴取、卒業時の卒業生アンケート、ジェネリックスキル測定テストの導入などを通して調査を行い、調査結果を教育内容・方法及び学修指導の改善のためにフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の決定をサポートする機関として大学評議会を設置していて、学長を補佐する体制が整備されている。

平成 30(2018)年度に短期大学の組織再編を行い、教学マネジメントの権限の分散と責任の所在を明確にしており、大学評議会のもとに教学マネジメントに関する方針を具現化するための方策を協議・立案する機関である「教学マネジメント委員会」が置かれている。

教授会の位置付け及び役割は明確であり、教育と研究に関する重要な事項についての意見を学長に述べる機関となっている。

組織体制は、「組織規程」により管理組織及びその所管業務の範囲と権限を定めて業務を遂行しており、「事務組織事務分掌規程」により、各部署が果たす役割を明確にしている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

短期大学設置基準上の必要な専任教員及び教授を配置し、教育目的及び教育課程の遂行

に必要な教員が確保されている。

教員の任用及び昇任については、「職員採用規程」「教員任用及び昇任規程」「任用候補者及び昇任候補者に係る審査項目、審査基準」により、適正に運用されており、採用は公募を原則としている。

FD活動は、「教学マネジメント委員会」の下部組織であるFD部会が中心となり活動を行っており、専任教員のFD研修会への参加は必須であり、その他、各要望に合わせて「miniFD研修会」を開催している。研修会終了後にアンケートを実施してその結果を「FD活動に関する報告書」に掲載し、次年度に向けて見直しを行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上を組織力向上のための重要事項として捉え、人事評価制度の導入や研修会等への積極的な取組み・支援を行っている。

人事評価制度は「職能調査」「適性把握」「人事考課」を三つの柱とし、相互の有機的関連のもとに当該職員と上位者双方で共通認識できる仕組みとなっている。

SD研修を平成30(2018)年度から、全体研修に加え、対象者を限定した個別研修を開始し、職員の資質向上に資するよう努めている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に一人1室研究室を用意し、パソコン、プリンターが使える環境を整備するとともに、図書館で研究に関する特別貸出しや相互貸出し等を行い、研究を支援している。

研究倫理に関する規則を整備し、個人情報に関わる研究については研究倫理審査委員会の事前の承認を要することとして、厳正な運用を行っている。

研究活動への資源配分に関する規則を整備し、研究支援サポートを行う部署を設置している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従うことが定められ、組織倫理に関しては、「組織規程」「事務組織事務分掌規程」等があり、組織秩序の基本となっている。また、「情報公開規程」に基づき、教育研究上の基礎的な情報及び修学上の情報がホームページにより公開している。使命・目的の実現への継続的な努力としては、「第 3 期中期事業計画」の目標のもとに、進捗管理表を作成し検証、立案を行っている。

人権については、個人情報保護の観点から「個人情報保護規程」「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定めるとともに「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」を規定し、教職員に責任ある行動を促している。危機管理については、「危機管理規程」「危機管理基本マニュアル」が作成されていて、さまざまな状況に迅速に対応できるようになっている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、「理事会会議規程」に基づき理事会が運営され、使命・目的の達成に向けての意思決定ができる体制が整備されており、適切に機能している。また、理事会のもとに「常務理事会規程」に基づき常務理事会が置かれ、学校法人と各部局間の協調と効率的な学校法人運営が図られている。

理事の選任は、寄附行為に基づき適切に行われ、理事の理事会への出席状況は良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長の諮問機関として「経営企画委員会」が設置されており、理事長のリーダーシップが発揮できる環境を整えている。

学長は、学校法人の理事会、常務理事会の構成員であり、短期大学の教授会、大学評議会の構成員でもあるので、学校法人と短期大学の意思の疎通や連携は円滑に機能している。

監事は学校法人の業務を監査するため、理事会、常務理事会、評議員会には必ず1人は参加するようにしており、過去5年間の理事会への出席状況は良好である。また、公認会計士による監査時には、監事も同席して意見交換を行っている。

内部監査室が設置されており、非常勤職員1人を配置し、業務監査、監査法人監査、研究費の監査に係る監査計画、実施報告を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第3期中期事業計画」では、令和2(2020)年度からの5か年の財務計画を作成し、令和2(2020)年度も資金留保を達成するなど、中期的な計画に基づく財政運営を行っている。

収入と支出のバランスが保たれており、安定した財務基盤を確立している。

外部資金の確保については、「私立大学等改革総合支援事業（タイプ3）」に採択されるなど、外部資金導入の努力をしている。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会に担当者が

参加して会計に関する知識の向上に努めるとともに、不明点は公認会計士等の指導・助言を受け、学校法人会計基準や経理に関する規則に基づく会計処理を適正に実施している。

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による監査を受けるとともに、監事による監査を受けており、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の理念・ビジョンを具現化するために「第 3 期中期事業計画」を軸とし、毎年の事業計画及び事業報告を連動させた内部質保証の体制を構築している。

「第 3 期中期事業計画」については、毎年の状況変化等への対応や実施状況からの見直しを常務理事会が指示し、各部局で見直しを実施している。見直した中期事業計画については、常務理事会に諮り、評議員会の意見を徴し、理事会で計画変更を承認している。

短期大学の内部質保証を機能させる体制として大学評議会が中心となり、アセスメント・ポリシーに基づき、「教学マネジメント委員会」「大学キリスト教センター」「教学・学生支援センター」「学術情報研究・社会連携センター」及び「アドミッションセンター」、そして各学科が実務を担っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価実施委員会は、大学評議会の諮問機関として自主的・自律的に自己点検・評価作業を行い、日本高等教育評価機構の評価基準をもとに、エビデンスデータとともに「第 3 期中期事業計画」に基づく毎年の事業計画及び事業報告により、自己点検評価報告書を作成・公表している。

学生及び教員からのアンケートについては、IR を十分生かすことを前提に取り組んでお

り、これらの間接評価指標と直接評価指標（志願者数、入学者数、退学者数、就職率、GPA(Grade Point Average)、ジェネリックスキル測定テストなど）を多角的、多面的に分析することで三つのポリシーの検証を行っている。これら IR を活用した調査・データの収集と分析については、三つのポリシーの可視化としてのアセスメント・ポリシーのもとに、大学評議会及び「教学マネジメント委員会」が中心となり組織的な運用を図っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会が中心となり、「第 3 期中期事業計画」に基づく各年次の事業計画及び事業報告により、PDCA サイクルが機能する仕組みを構築している。

「第 3 期中期事業計画」の進捗管理と合わせ大学評議会が中心となり、三つのポリシーを検証するためにアセスメント・ポリシーを策定し、学修成果をより一層可視化する仕組みを構築し、教育の質を保証するための PDCA サイクルの仕組みを確立している。

三つのポリシーを検証する仕組みとしては、各ポリシーについて「大学レベル」「学位レベル」「科目レベル」に区分し、三つのポリシーごとに直接評価指標と間接評価指標を定め、検証・分析するデータ等を定めている。また、これらの三つのポリシーの PDCA サイクルは、大学評議会が中心となり「教学マネジメント委員会」及び各センター並びに各学科が担っている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 特色ある教育・研究と社会貢献

A-1. 大学が持っている人的資源の活用と社会への提供

- A-1-① 建学の精神に沿った社会貢献体制の整備
- A-1-② 地域教育開発センターの適切な運営と社会貢献
- A-1-③ 教育研究活動を通じた社会貢献

【概評】

社会貢献体制の整備について、幼児児童教育、英語及び英語教育、心理学、社会福祉、食生活などの学問分野の研究成果を地域社会に貢献している。これらの社会貢献を達成するために、「地域教育開発センター」（以下、「同センター」という。）を設置している。同センターは「いのちの重さと輝き」「この地に生きる」などの連続公開講座を提供している。教員の研究成果は「REDeC（レデック）セミナー」、幼児・児童教育支援事業、キャリア

アップ講座の夜間の開講などを学科内外の専門家と連携・共同の上、提供している。こうした取組みのために短期大学は予算化をしており、当該年度初期に一覧リーフレットを作成し、これまでの参加経験者や関係諸団体への送付及びホームページを通じて地域社会に向けて告知している。同センターは被災地支援、防災・減災意識の高い町内会と連携した地域活性化・まちづくりなどの社会貢献活動も実施している。中でも、「よりそいの花プロジェクト」は、東日本大震災の復興支援、コロナ禍のレインコートの募集と寄贈など活発な実績を積み重ねている。東日本大震災の復興支援では同センターが参加学生の募集、説明会、引率を行い、実施費用等は同センターの予算及び外部資金、市民、同窓会から幅広く寄付を募り、学生の一部自己負担を含めた自立的支援プログラムを実施した。教育研究活動に基づく社会貢献は教員が研究者として取組むもの、学生の企画運営を教員がサポートするものがあり、学生、教職員、一般市民が共同で支援するプロジェクトへと発展させており、確かな社会貢献を行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 「キリスト教的人間観」修得の可視化に関わる試みについて

本学の「ディプロマ・ポリシー」（卒業認定・学位授与についての方針）の冒頭には、卒業生に修得を期待する資質として、次のような目標が掲げられている。「キリスト教的人間観を理解し生涯にわたって、自分に与えられた使命（Mission）を発見し、実現しようとする力が身についている」。本学はキリスト教精神に拠って建つ、キリスト教学校として、卒業生がキリスト教的人間観を身に付け、自己の人生観と世界観を形成し、自分に与えられた人生の使命（ミッション）を見出し、積極的にそれを担い、充実した人生を送ることを願っている。そのために毎日行われる礼拝、1・2年生の参加する一泊セミナー、1・2年生必修のキリスト教関連科目が設けられてきた。これらに加え、新たに最終年次に、各専門領域とキリスト教精神との関係を学ぶ科目の設置を検討している。

本学における学修効果の可視化の努力の一環として、この「キリスト教的人間観」の修得についても、その試みが開始されている。その具体的手がかりの一つとして令和2（2020）年度より学校法人河合塾と株式会社リアセックが共同で開発し実施しているアセスメントテスト「PROG」（Progress Report on Generic Skills）を導入している。本学ではこのテストに独自の設問を設け、「キリスト教的人間観」に関わる10の問いを学生に問い、PROGと連動したアンケートとして実施している。「自分が神と人に愛され、喜ばれる、個性ある大切な存在だと思いますか」、「タラント（賜物）を使い、人や社会、神のために果たす、何らかの使命が、自分にはあると思いますか」、「他者もまた、神と人に愛され、喜ばれる個性ある大切な存在だと思いますか」、「個性を認めることができ、その意見を真剣に聴こうと思いますか」、「矛盾や課題を解決し、使命を実現するために、大学での学びを活かし、目標や方法を考え、計画を立てようと思いますか」といった問いへの回答を集計し、他のアセスメント指標との相関を探りつつ経年的に追跡をする予定である。

もちろんキリスト教教育の実りのすべてが在学中に可視化されるとは限らず、卒業後何年も経てから思いもよらなかった実が結ばれることも珍しくない。卒業して何年も経てから、在学中に触れたキリスト教的価値観や人間観・人生観の大切さに気づかされることも起こっている。しかしそれと同時に、本学が重んじている『聖書』は、神の霊が人間を「神の協力者」（コリントの信徒への手紙一第3章9節）として豊かに用いてくださることを教えており、神の霊は「愛」、「喜び」、「平和」、「寛容」、「親切」、「善意」、「誠実」、「柔和」、「節制」といった具体的な目に見える実りを結んでいくことを語っている（ガラテヤの信徒への手紙第5章22-23節）。学生が在学中に本学のキリスト教教育を通して何を受けとめ、どのような思いを巡らし、どういった変化や成長を経験したのか、その目に見えるところを意識し、見つめ直すことは、本学の教育のさらなる質向上に資するものとなることと確信している。

在学中にディプロマ・ポリシーで目指されている卒業生の姿に照らして、何がどの程度達成されたのかを把握し、さらなる教育の向上に資するものとしながら成長し続ける教育共同体の形成を本学は目指している。この試みが教育機関としての本学の自己吟味と継続的成長に資するものとなり、それがさらなる教育効果を伴った学生の学びへと還元されていくことを願っている。

